

知財取引における契約書

第1回

「秘密保持契約書」

ベンチャー企業や中小企業においても、知的財産の保持は非常に重要であり、知財戦略が企業成長の成否を大きく左右するといっても過言ではありません。もっとも、自社だけでは資金や体制に限界があることから、大企業との間でスタートアップ連携を図る必要もあろうかと思いますが、その際本当に自社の重要なシーズである知的財産の保護が図られているでしょうか。

本セミナーでは、貴社の知的財産を守るための契約書の重要性及び契約条項のポイントをお伝えします。



第1部 契約書による知的財産保護の重要性

昨今、知的財産における契約書の重要性が高まっており、公正取引委員会や中小企業庁からも指針やガイドラインが公表されています。しかしながら、ベンチャー企業や中小企業が対等な立場で大企業と連携を図るといことは現実的に難しいのが実情です。そこで、知的財産保護のための契約書の重要性について、ケーススタディを交えながらお伝えします。

講師 大森 剛 弁護士

(弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 代表弁護士)

重点取扱分野：企業取引等、M&A、事業再生等



第2部 秘密保持契約書について

知財取引における契約の中心は、共同研究開発やライセンス契約となりますが、実際の取引を開始する前の事業連携に向けた協議段階から、知的財産の保護はスタートしています。協議にあたって開示する情報の保護は十分に図れているでしょうか。必要以上の情報開示を迫られていないでしょうか。今回は、まずは、協議段階で重要となる秘密保持契約の重要性やポイントをお伝えします。

講師 犬飼 一博 弁護士

(弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー弁護士)

重点取扱分野：知的財産権、企業取引等

日時

• 2022年2月18日(金) 15:00～16:30

申込方法

• 裏面をご確認ください。

開催方法

• Zoom(お申込後、別途URLを送付。)

参加費

• 無料！

お申込みフォーム（お申込み期限：2022/2/14(月)）

■ お申込み方法 1

右記の URL または QR コードからアクセスし、
必要事項を記載の上お申込みください。
(グーグルフォームを利用しています。)

● お申込み用 URL
<https://forms.gle/djMG2fKMxdrYgrTdA>

● お申込み用 QR コード

※ 当事務所のホームページ
(<https://www.umegae.gr.jp/>) から
お申し込みできます。



■ お申込み方法 2

本書面をご利用の上、当事務所まで FAX にてお申込みください。

主催：弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所
ベンチャー企業、中小企業向け法律セミナー

「知財取引における契約書」 第 1 回 『秘密保持契約書』

申込書

FAX 送付先: 06-6311-1074 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 セミナー担当 宛

貴社名： _____ 業種： _____
ご所属（部署名）： _____
ご参加者ご氏名： _____
電話： _____ FAX： _____
メールアドレス： _____

〈問い合わせ先： 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 大阪事務所〉
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階（受付）
TEL 06-6364-2764 FAX 06-6311-1074

- 当事務所は SPEEDY（迅速性）SPECIALTY（専門性）SINCERITY（誠実性）を行動理念とする総合法律事務所です。詳しくは、当事務所 HP をご高覧ください。 (<https://www.umegae.gr.jp/>)
- 本申込書に記載された個人情報は、本セミナーの運営のほか、当事務所からのご案内に利用させていただきます。当事務所の個人情報の取扱については、下記 HP をご確認ください。
(https://www.umegae.gr.jp/privacy_policy.html)